

金融商品取引法に基づく 内部統制報告制度の概要

平成 1 9 年 9 月 4 日

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度の概要

- 上場会社は、
 - 事業年度ごとに
 - 当該会社の属する企業集団及び当該会社の
 - 財務計算に関する書類その他の情報（財務報告）の
 - 適正性を確保するために必要な体制（内部統制）について
 - 評価した報告書（内部統制報告書）を
 - 有価証券報告書と併せて提出
- 内部統制報告書には、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない
- 内部統制報告書は、提出日から5年間公衆縦覧

財務報告に係る内部統制の整備

昨今のデイスクロージャーをめぐる不適切事例

→ 財務報告に係る企業の内部統制が有効に機能していなかったのではないかと懸念



内部統制の整備の必要性

- ・ 米国では、企業改革法(サーベインズ=オクスリー法)により、財務報告に係る内部統制について、経営者による評価と公認会計士による監査を義務付け
英国、フランス、韓国等でも、同様の制度を導入
- ・ 我が国では、16年3月期から経営者確認制度を任意で導入(三百数十社が確認書を提出)



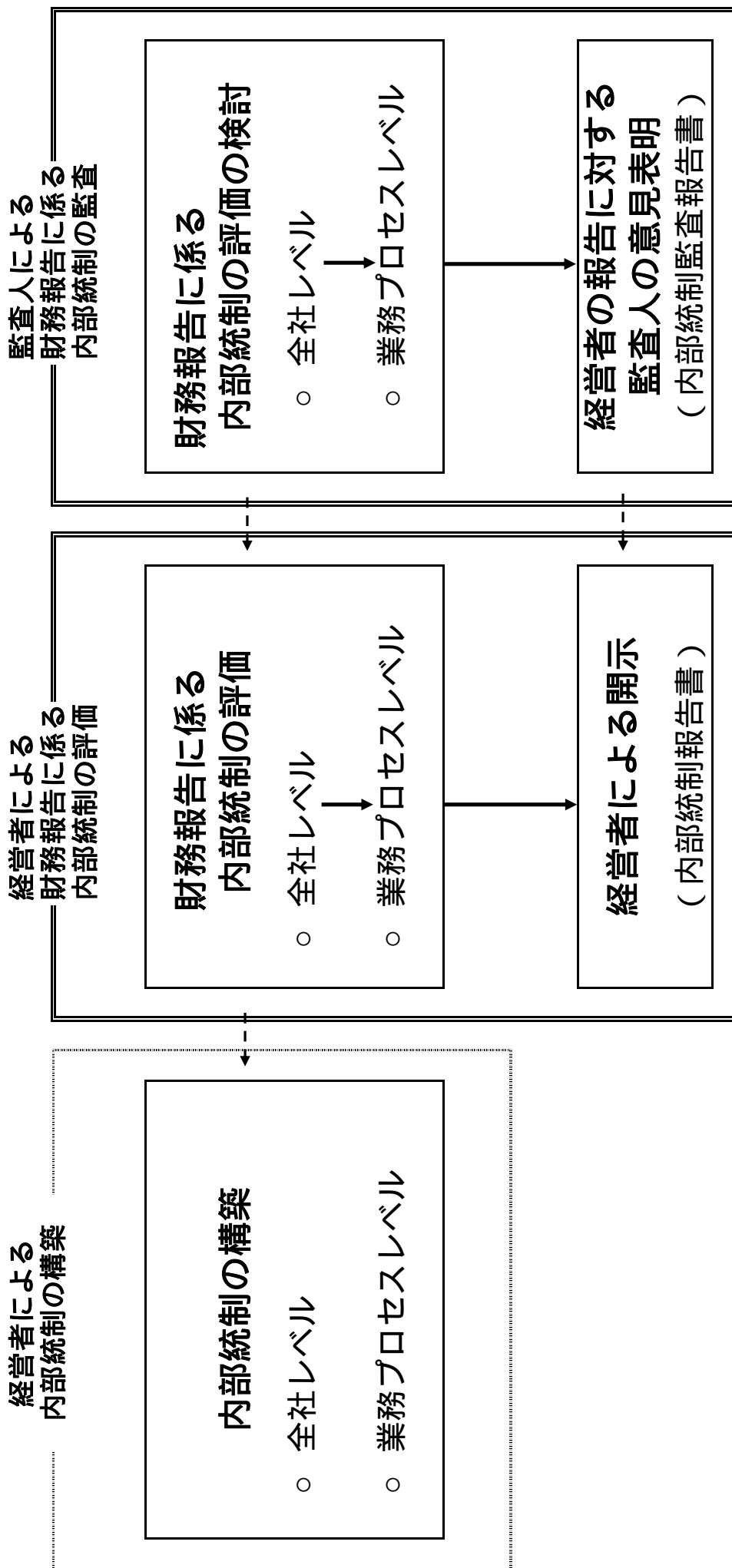
金融商品取引法(平成18年6月7日成立) ~ 平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用
上場会社を対象に財務報告に係る内部統制の「評価」と「監査」を義務付け(内部統制報告制度)
併せて、有価証券報告書等の適正性について、経営者の確認を義務付け(確認書制度)

企業会計審議会

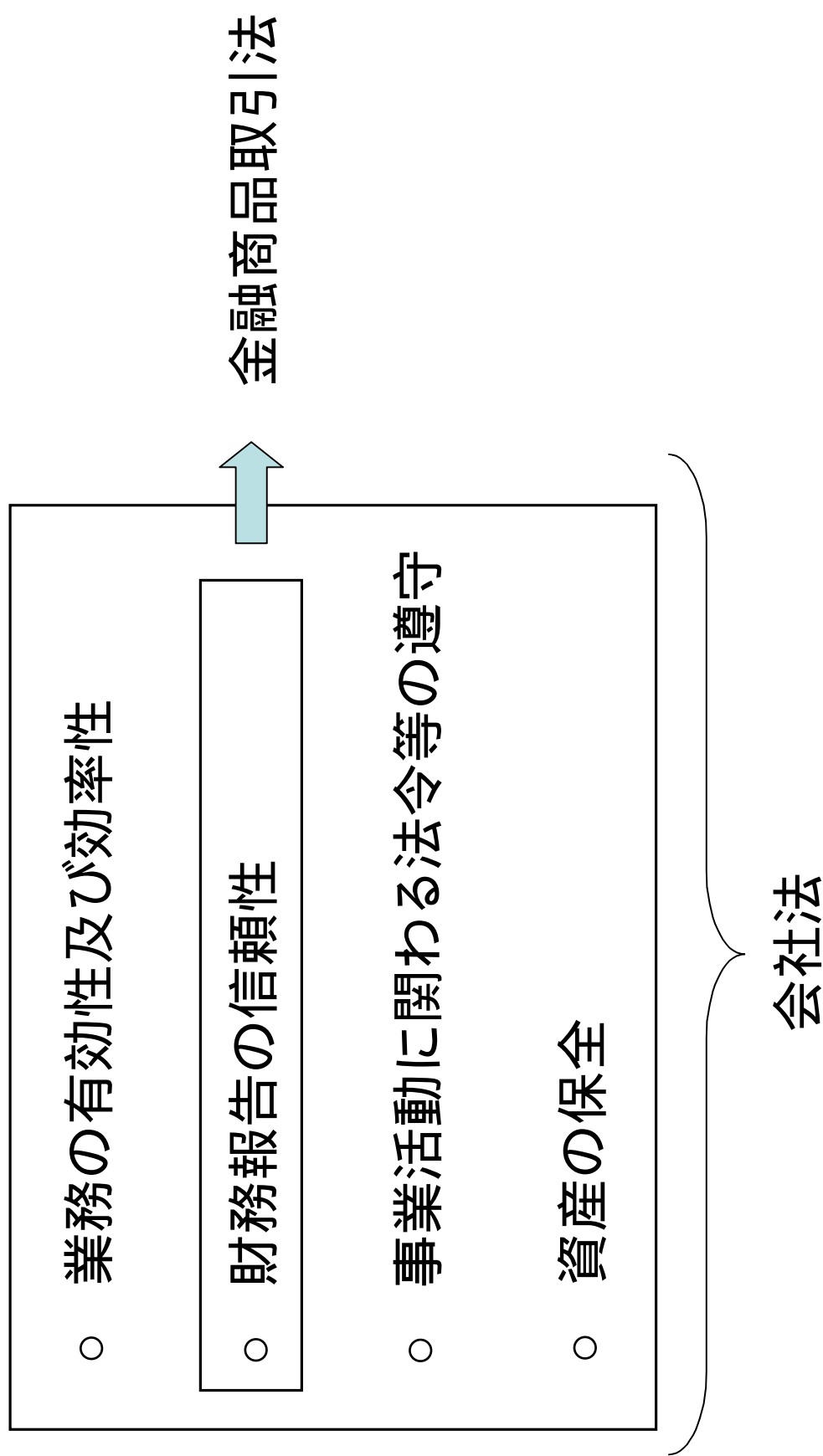
「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価
及び監査に関する実施基準の設定について」(平成19年2月15日)

内部統制の評価及び監査に係る基準並びにより詳細な実務上の指針(実施基準)の公表

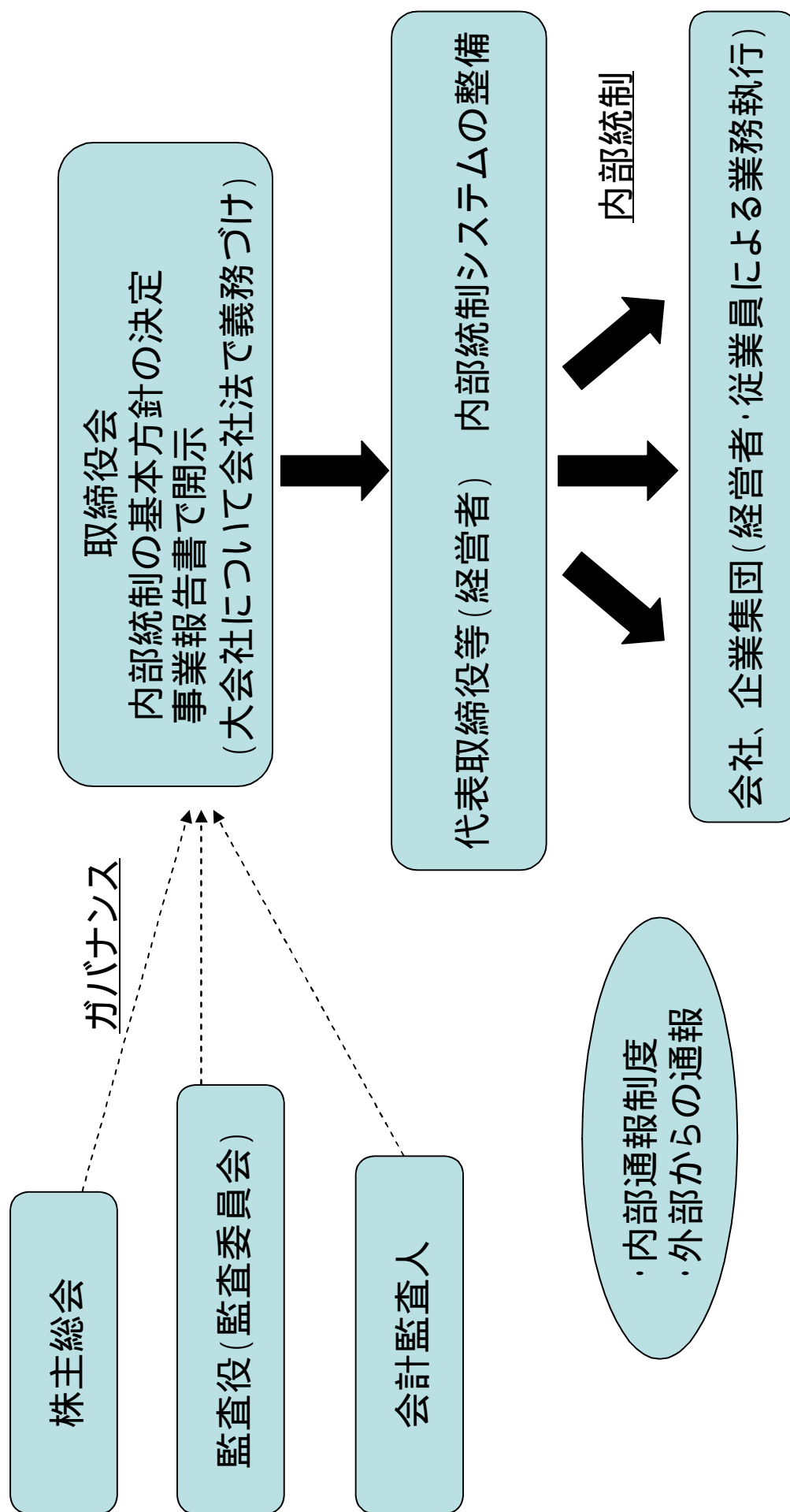
財務報告に係る内部統制の評価及び監査の流れ



内部統制の目的



ガバナンスと内部統制



(注) ➡は、内部統制の流れを示す。 ー➡ー は、ガバナンスの流れを示す。

・内部統制の基本的枠組み
2. 内部統制の基本的要素
(4) 情報と伝達

情報と伝達とは、必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいう。組織内のすべての者が各々の職務の遂行に必要とする情報は、適時かつ適切に、識別、把握、処理及び伝達されなければならない。また、必要な情報が伝達されるだけでなく、それが受け手に正しく理解され、その情報を必要とする組織内のすべての者に共有されることが重要である。

情報の識別・把握・処理 (略)

情報の伝達

組織においては、識別、把握、処理された情報が組織内又は組織外に適切に伝達される仕組みを整備することが重要となる。組織内においては、例えば、経営者の方針は組織内のすべての者に適時かつ適切に伝達される必要がある。また、不正又は誤謬等の発生に関する情報など内部統制に関する重要な情報が、経営者及び組織内の適切な管理者に適時かつ適切に伝達される仕組みを整備することが重要である。

一方、情報は組織外に対して適切に伝達又は報告される必要がある。例えば、株主、監督機関その他の外部の関係者に対する報告や開示等において、適正に情報を提供していく必要がある。また、不正又は誤謬等の重要な情報は、取引先等の関係者を通じて、組織の外部から提供されることがあるため、情報を組織の外部に伝達又は報告する仕組みだけでなく、組織の外部からの情報を入手するための仕組みも整備することが重要である。

内部通報制度など

組織においては、通常の伝達経路ではないものの、組織の情報と伝達及びモニタリングの仕組みの一つとして、内部通報制度を設ける場合がある。内部通報制度は、法令等の遵守等をはじめとする問題について、組織のすべての構成員から、経営者、取締役会、監査役又は監査委員会、場合によっては弁護士等の外部の窓口へ直接、情報を伝達できるようにするものである。内部通報制度を導入する場合、経営者は、内部通報制度を有効に機能させるために、通報者を保護する仕組みを整備するとともに、必要な是正措置等を取るための方針及び手続を整備することが重要である。

また、組織外部の者から内部統制に関する情報が提供されることもあることから、こうした情報が寄せられた場合にどのように対応するかについての方針及び手続を定めておくことが重要である。

他の基本的要素との関係 (略)

評価・監査のコスト負担が過大とならないための方策

先行して制度が導入された米国における状況等を検証し……

1. トップダウン型のリスク・アプローチ

全社的な内部統制の評価を踏まえて、重大な虚偽の表示につながるリスクに着眼して、必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制を評価

〔注〕実施基準では、業務プロセスの絞り込みの指針を提示

2. 内部統制の不備の区分

内部統制の不備を「重要な欠陥」と「不備」の2つの区分に簡素化（米国では3つ（「重大な欠陥」、「重大な不備」、「軽微な不備」）に区分）

〔注〕実施基準では、「重要な欠陥」の判断基準を提示

3. ダイレクト・レポーティング（直接報告業務）の不採用

監査人は、経営者が実施した内部統制の評価について監査を実施

4. 内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施

内部統制監査は、財務諸表監査と同一の監査人が実施。

〔注〕実施基準では、監査計画を一体的に策定し、監査証拠は双方で利用することを説明

5. 内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成

内部統制監査報告書は、財務諸表監査報告書と合わせて記載することを原則

6. 監査人と監査役・内部監査人との連携

監査人は、監査役などと適切に連携し、必要に応じ、内部監査人の業務等を利用